

京都議定書 7 条 4 項に基づく割当量計算方法

決定 19/CP.7

京都議定書 7 条 4 項に基づく割当量計算方法

締約国会議は

その決定 1/CP.3, 1/CP.4, 8/CP.4, 5/CP.6 を想起し、

国連気候変動枠組条約京都議定書の関連規定、特に 3,6,7,8,12,17 条に留意し、

決定 11/CP.7 (土地利用、土地利用変化及び林業) 15/CP.7 (6,12,17 条) 16/CP.7 (6 条) 17/CP.7 (12 条) 18/CP.7 (17 条) 20/CP.7 (5 条 1 項) 21/CP.7 (5 条 2 項) 22/CP.7 (7 条) 23/CP.7 (8 条) 24/CP.7 (遵守) を認識し、

- 1 . 国家登録簿、CDM 登録簿、取引ログの早期作成及び確立を促進すべく、締約国会議に対しその第 8 回会合において、本件に関する決定を COP/MOP 第 1 回会合で採択するよう提言することを目して、後述の決定に対する附属書 (Annex) にもとづき、国家登録簿、CDM 登録簿、取引ログ間における正確で透明性があり効率的なデータ交換を保証することを目的として、技術基準を作成するよう SBSTA に求める。
- 2 . 上記 1 項に示された技術基準を考慮し、COP/MOP 第 2 回会合以前に設定することを目指して、後述の決定に対する附属書 (Annex) に言及された取引ログを作成するよう事務局に求める。
- 3 . SBSTA 議長に、事務局の助けを借りて以下の目的のため締約国及び専門家と会合間協議を行うよう求める。
 - (a) SBSTA 第 16 回会合及び第 17 回会合による検討のため、上記 1 項に言及されている技術基準の草案を作成すること。
 - (b) 国家登録簿、CDM 登録簿、取引ログの作成及び確立に関して、附属書 I 締約国、非附属書 I 締約国、事務局との間で情報及び経験の交換に対し準備すること。
- 4 . COP/MOP が第 1 回会合で以下の決定草案~~.....~~を採択するよう提言する。

第 8 回全体会合

2001 年 11 月 10 日

訳注；波線部は本文書で追加、または修正された主な部分。

決定草案-/CMP.1 (割当量計算方法)

京都議定書 7 条 4 項にもとづく割当量計算方法

COP/MOP は、

京都議定書 7 条 4 項を想起し、

決定-/CMP.1 (割当量に関する方法) を想起し、

決定-/CMP.1 (7 条) -/CMP.1 (8 条) -/CMP.1 (メカニズム) -/CMP.1 (6 条) -/CMP.1 (12 条) -/CMP.1 (17 条) -/CMP.1 (土地利用、土地利用変化及び林業) -/CMP.1 (5 条 1 項) -/CMP.1 (5 条 2 項) -/CMP.1 (7 条) -/CMP.1 (8 条) 決定 24/CP.7 (遵守) を認識し、

1. 京都議定書 7 条 4 項にもとづく割当量計算方法を本決定¹ 附属書 (Annex) に盛り込まれているとおりに採択する。
2. 各附属書 I 締約国は、本決定附属書 (Annex) 6 項に言及されている報告書を、2007 年 1 月 1 日以前、あるいは当該締約国が京都議定書を発効させて 1 年後以前、このどちらか遅い方までに、事務局に提出すべきことを決定する。8 条にもとづく初期審査と 5 条 2 項に則った 調整、ないし 3 条 7、8 項に則った 割当量に関する実施の疑義に対する決議が完了したら、3 条 7・8 項に則って計算された各締約国の割当量は本決定附属書 (Annex) の 50 項に言及されている排出量及び割当量の編集及び計算のためにデータベースに記録され、当該約束期間中は一定のままとされるべきこと。
3. 附属書 B に記載されている約束を有する 各附属書 I 締約国は、約束達成のための追加期間が満了となり次第、本決定附属書 (Annex) 49 項に言及されている報告書を事務局に提出すべきことを決定する。
4. 8 条にもとづく初期審査の終了および締約国への 5 条 2 項に則った 調整、ないし 3 条 7、8 項に則った 割当量に関する実施の疑義が解決した後、本決定附属書 (Annex) の 61 項に言及される編集及び計算年次報告書 (annual compilation and accounting reports) の発行を開始し、それを COP/MOP、遵守委員会、各関係締約国に提出するよう事務局に求める。
5. 約束達成のための追加期間の後、本決定附属書 (Annex) 62 項に言及されている編集及び計算最終報告書を発行し、それを COP/MOP、遵守委員会、各関係締約国に提出するよう事務局に求める。

附属書 (Annex)

京都議定書 7 条 4 項にもとづく割当量計算方法

I. 方法

A. 定義

1. 「排出削減単位」すなわち「ERU」は、この割当量計算方法における関連規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される、地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
2. 「認証排出削減量」すなわち「CER」は、12 条及び同条文における要件、[および決定 2/CP.3 \(12 条\)の附属書の関連する規定](#)に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される、地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
3. 「割当量単位」すなわち「AAU」は、この割当量計算方法の中の関連規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される、地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
4. 「除去単位(removal unit)」すなわち「RMU」は、この割当量計算方法の中の関連規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される、地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。

B. 3 条 7・8 項に則った割当量の計算

5. 京都議定書附属書 B に記載された約束を有する各附属書 I 締約国の 2008 年から 2012 年までの第一約束期間に対する 3 条 7・8 項にもとづく割当量は、附属書 B に記載された当該締約国の京都議定書附属書 A に列記された基準年の排出源からの二酸化炭素換算人為的温室効果ガス排出合計量のパーセンテージを 5 倍したものに等しいものであるべきこと。その際以下を考慮すべきこと。
 - (a) 3 条 5 項に則って、1990 年以外の過去の基準年ないし期間を選択した市場経済移行中の締約国と、3 条 8 項に則って 1995 年をハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の総排出量の基準年として選択した締約国以外は、1990 年を基準年とすべきこと。
 - (b) 土地利用変化及び林業(1996 年の改訂版国別温室効果ガス目録の IPCC ガイドライ

ン第 5 カテゴリーにおける排出源による全排出及び吸収源による全除去)が基準年ないし基準期間の温室効果ガス排出の正味排出源となっている締約国は、排出源からの二酸化炭素換算の人為的排出量合計から当該年ないし期間中の土地利用変化による吸収源からの除去量を引いたものを当該年ないし期間中の同締約国排出量に含めるべきこと。(排出源による全排出量から、森林の改変(森林減少)に関連して報告された吸収源による除去量を引いたもの)

- (c) 3条における約束を共同で達成するために4条に則した合意を行った締約国は、附属書Bに記載されたパーセンテージではなく、その合意の中で各締約国に割り当てられた個々の排出レベルを使用すべきこと。
6. 各附属書I締約国は、3条7項に則した当該約束期間分の割当量計算を促進し、その排出量と割当量を計算する能力を実証すべきこと。そのため、各締約国は下記7・8項に規定された情報を盛り込んだ2部構成の報告書を提出すること。
7. 上記6項で言及された同報告書の第1部は、以下の情報ないし、その情報がかつて事務局に提出されたレファレンスを含んでいるべきこと。
- (a) 1990年以降毎年、あるいは3条5項にもとづく承認を受けたその他の基準年ないし期間から入手できる最も直近のものまで、5条2項及びCOP/MOPの関連決定に則り、COPの関連決定を考慮して作成された、モントリオール議定書で管理されない温室効果ガスの排出源による人為的排出量及び吸収源による人為的除去量の完全な目録。
- (b) 3条8項に則って選択された、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄用の基準年の特定
- (c) 4条にもとづく合意。締約国が他の締約国と共同で3条における約束を達成するような合意に到達するというもの。
- (d) モントリオール議定書で管理されていない温室効果ガスの排出源による人為的排出と吸収源による人為的除去についての目録にもとづく、3条7・8項にしたがった割当量計算
8. 上記6項で言及された報告書の第2部は、以下の情報ないし、その情報がかつて事務局に提出されたレファレンスを含んでいるべきこと。
- (a) 決定-/CMP.1(17条)に則った約束期間リザーブの計算
- (b) 3条3・4項における活動の計上に使用される樹冠被覆、土地面積、樹木の高さに対して選択される単一の最低値を明記したものと、それらの値が過去に国連食糧農業機関やその他の国際機関に報告された情報と一致していることの裏づけ。また一致していない場合は、決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に則り、何故、そしていかにしてそのような値が選択されたのかという説明。
- (c) 第一約束期間分の計上に含めるための、3条4項にもとづく活動選択の同定と、5条1項における国家制度が、決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に

則り、それらの活動と関係のある土地面積をどのようにして特定するかについての情報。

- (d) 3条3・4項にもとづく各活動に対し、毎年計上するつもりであるのか、あるいは全約束期間分として計上するつもりであるのかの特定。
- (e) 京都議定書7条で求められる情報の作成のためのガイドラインに則って²報告される、5条1項に則った国家制度についての記述。
- (f) 京都議定書7条で求められる情報の作成のためのガイドラインに則って²報告される国家登録簿についての記述。

C. 3条7・8項に則した割当量の記録

- 9. 8条にもとづく初期審査と、調整ないし 3条7、8項に則った 割当量計算に関する実施の疑義に対する解決の後、3条7・8項に則って計算された各締約国の割当量は、後述50項に言及される排出量及び割当量の編集及び計算のためにデータベースに記録されるべきこと。
- 10. 後述の50項に言及される編集及び計算データベースにひとたび記録されたら、3条7・8項に則った各締約国の割当量は当該約束期間の間一定のままとするべきこと。

D. 遵守評価の計算のための、3条7・8項に則った割当量への追加及び割当量からの差引

- 11. 約束達成のための追加期間の終わりに、当該約束期間における遵守評価の計算のため、3条3,4,10,12,13項に則って、3条7・8項に則した締約国の割当量に以下のような追加を行うべきこと。
 - (a) 6条及び17条に則ったERUの当該締約国による取得量
 - (b) 12条及び17条に則って取得したCERが17条に則って移転したものよりも多い場合は、締約国によるCERの正味取得量
 - (c) 17条に則った当該締約国によるAAUの取得量
 - (d) 17条に則った当該締約国によるRMUの取得量
 - (e) 3条3項における活動及び3条4項において選択された活動　このような活動が7条に則って報告されているとおり温室効果ガスの正味除去となる場合　にもとづき締約国により発行されるRMU。5条2項にもとづき適用される全ての調整を考慮して8条に則り審査され、決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に則り計上され、それらの活動に関する実施の疑義が解決していることを条件とする。
 - (f) 後述15項に則り、前約束期間からの締約国のERU、CER、及び/ないしAAUの繰

² 訳注；未編集版で空欄だった (paragraphs __ and __ of) 本項の参照先の項が削除された。

越分。

- 1 2 . 約束達成のための追加期間の終わりに当該約束期間の遵守評価計算のため、3 条 3,4,11 項に則り、3 条 7・8 項に則った締約国の割当量から以下のような差引を行うべきこと。
- (a) 6 条及び 17 条に則った当該締約国による ERU の移転量
 - (b) 17 条に則った当該締約国による AAU の移転量
 - (c) 17 条に則った当該締約国による RMU の移転量
 - (d) 3 条 3 項にもとづく活動と、3 条 4 項にもとづき選択された活動 そのような活動が 7 条に則って報告されているとおり温室効果ガス排出の正味排出源となる場合 にもとづいた、締約国による ERU、CER、AAU、及び/ないし RMU の取消。5 条 2 項にもとづき適用されるあらゆる調整を考慮し、8 条に則って審査を受け、決定-/CMP.1 (土地利用、土地利用変化及び林業) に則り計上されているもの。
 - (e) 決定 24/CP.7 (遵守) に則り、当該締約国が前約束期間につき 3 条 1 項における約束を遵守していないという遵守委員会の決定を受けての、締約国による ERU、CER、AAU、及び/ないし RMU の取消。
 - (f) その他の理由による、当該締約国による ERU、CER、AAU、及び/ないし RMU の取消

E. 遵守評価の基盤

- 1 3 . 各附属書 I 締約国は、3 条 1 項における約束の遵守を実証すべく、ERU、CER、AAU、及び/ないし RMU を償却すべきこと。
- 1 4 . 約束達成のための追加期間満了後、附属書 I 締約国が 3 条 1 項にもとづく約束を遵守しているかの評価は、後述 50 項に言及されている編集及び計算データベースに記録されている、当該約束期間について有効であり上記 13 項に則り締約国が償却した ERU、CER、AAU、及び/ないし RMU 量と、京都議定書附属書 A に列記され、7 条に則り報告され、5 条 2 項に則った全ての調整を考慮に入れて 8 条に則り審査された当該約束期間中の二酸化炭素換算温室効果ガスの排出源による人為的排出量合計との比較に基づくべきであること。

F. 繰越

- 1 5 . 約束達成のための追加期間満了後、そして後述 62 項に言及される編集及び計算最終報告書が上記 13 項に則って締約国が償却した ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU 量が当該約束期間分として京都議定書附属書 A に列記されている二酸化炭素換算の排出源による人為的温室効果ガス排出量以上であることを示している場合は、当該締

約国は次期約束期間への繰越を行ってよい。

- (a) 国家登録簿中に保有されている ERU で、RMU から変換されたものではなく、当該約束期間分として償却されたり取り消されたりしたものではないもの。3 条 7・8 項に則り、当該締約国割当量の最大 2.5% まで。
- (b) 国家登録簿中に保有されている CER で、当該約束期間分として償却されたり取り消されたりしたものではないもの。3 条 7・8 項に則り、当該締約国割当量の最大 2.5% まで。
- (c) 国家登録簿中に保有されている AAU で、当該約束期間分として償却されたり取り消されたりしたものではないもの。

16 . RMU は次期約束期間に繰越することができない。

II. 登録簿の要件

A. 国家登録簿

- 17 . 各附属書 I 締約国は、ERU、CER、AAU、RMU の発行・保有・移転・取得・取消・償却と、ERU、CER、AAU の繰越の正確な計上を保證すべく国家登録簿の設置と整備を行うべきこと。
- 18 . 各締約国は当該締約国の国家登録簿を整備するために、その登録簿管理者として機関を指定すべきこと。各国家登録簿の区別が保たれるのであれば、二つ以上の締約国がそれぞれの国家登録簿を連結制度 (a consolidated system) でもって自主的に維持してもよい。
- 19 . 国家登録簿は、ERU、CER、AAU、RMU の発行・保有・移転・取得・取消・償却と、ERU、CER、AAU の繰越に関する共通のデータ要素などを含む標準化された電子データベースの形態を取るべきこと。国家登録簿の構造とデータ・フォーマットは、国家登録簿、CDM 登録簿、独立した取引ログの間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換を保證すべく、COP/MOP が採択する技術基準に合わせるべきこと。
- 20 . 各 ERU、CER、AAU、RMU は、一定時において、一登録簿中の一口座においてのみ保有されるべきこと。
- 21 . 各国家登録簿は以下の口座を保有すべきこと。
 - (a) 締約国に対し保有口座最低一口
 - (b) 締約国に認可された各法的機関に対し、その責任のもとで ERU、CER、AAU、及び/ないし RMU を保有するための保有口座を最低一口
 - (c) 上記 12 項(d)にもとづき、ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU を取り消すための取消口座を各約束期間につき最低一口
 - (d) 上記 12 項(e)にもとづき、ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU を取り消すための

取消口座を各約束期間につき一口

(e) 上記 12 項(f)にもとづき、ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU を取り消すための取消口座を各約束期間につき最低一口

(f) 各約束期間につき償却口座を一口

2.2 . 国家登録簿における各口座は、以下の要素から成る固有の口座番号を有すべきこと。

(a) 締約国識別子：その口座が維持されている国家登録簿を保有する締約国。ISO 3166 により定められた 2 文字の国コードで特定される。

(b) 固有ナンバー：その口座が維持されている国家登録簿を保有する締約国の口座に固有のナンバー

B. ERU、AAU、RMU の発行

2.3 . 各附属書 I 締約国は、約束期間分として行われる取引に先立ち、3 条 7・8 項に則り、上記 5 から 10 項に則って計算され記録された割当量に等しい量の AAU を国家登録簿に発行すべきこと。

2.4 . 各 AAU は、以下の要素から成る固有のシリアル・ナンバーを有すべきこと。

(a) 約束期間：当該 AAU が発行される約束期間

(b) 発生元締約国：当該 AAU を発行する締約国。ISO 3166 で定められた 2 文字の国コードで特定される。

(c) タイプ：当該ユニットを AAU であるとして特定する要素

(d) ユニット：特定の約束期間と発生元締約国ごとの AAU に対する固有のナンバー

2.5 . 各附属書 I 締約国は、8 条に則った審査が終了した後、5 条 2 項に則って適用されるあらゆる調整と報告される人為的温室効果ガスの正味除去量に関する実施の疑義の解決を考慮し、7 条 1 項にもとづいて報告されているとおり、決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に則って計上された、3 条 3 項にもとづく活動及び 3 条 4 項にもとづき選択された活動による人為的温室効果ガス正味除去量に等しい RMU を、その国家登録簿に発行すべきこと。約束期間の開始に先立ち、各締約国は各活動につき、このような RMU を毎年発行するのか、あるいは約束期間全体に対して発行するのかを選択すべきこと。締約国によるこの決定は、第一約束期間について一定のままとすること。

2.6 . 3 条 3 ないし 4 項にもとづく締約国の活動による温室効果ガス正味除去量の計算に関して 8 条にもとづく専門家審査チームにより実施の疑義が認められた場合、あるいは調整により³決定 22/CP.7 の 2 項に則り決定される閾値を越えてしまう場合は、3 条

³ 訳注：未編集版の「京都議定書 7 条にもとづき求められる情報の作成についてのガイドラインに関する」という表記が削除された。

- 3 項にもとづく各活動と、3 条 4 項にもとづき選択される各活動に対して、実施の疑義が解決するまで、報告される人為的温室効果ガス正味除去量に関して締約国は RMU を発行しないこととする。
- 2 7 . 各 RMU は以下の要素からなる固有のシリアル・ナンバーを有すべきこと。
- (a) 約束期間：当該 RMU が発行される約束期間
 - (b) 発生元締約国：当該 RMU を発行する附属書 I 締約国。ISO 3166 で定められた 2 文字の国コードで特定される。
 - (c) タイプ：当該ユニットを RMU であるとして特定する要素
 - (d) 活動：当該 RMU が発行される活動のタイプ
 - (e) ユニット：特定された約束期間と発生元締約国ごとの RMU に対する固有のナンバー
- 2 8 . 各附属書 I 締約国は、当該約束期間に対し 3 条 4 項に則り登録簿に発行される RMU の総量が決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)にあるとおりの、締約国に対し設定された限界を超えないことを保証すべきこと。
- 2 9 . 移転に先立ち、各締約国は、同締約国によって先に発行されその国家登録簿に保有されている AAU や RMU を転換することによって ERU をその国家登録簿に発行すべきこと。AAU や RMU は、シリアル・ナンバーに事業識別子を加え、シリアル・ナンバー中のタイプ識別子が ERU を示すよう変更することで ERU に転換されるべきこと。AAU や RMU のシリアル・ナンバーにおけるその他の要素は、変更せずに残すべきこと。事業識別子は、当該 ERU が発行される具体的な 6 条事業を特定するものとし、発生元締約国に対し当該事業に固有のナンバーを使用し、当該の排出源による人為的排出量削減ないし吸収源による人為的除去量の増加が 6 条監督委員会のもとで検証されたかどうかなどを含む。

C. 移転・取得・取消・償却・繰越

- 3 0 . ERU、CER、AAU、RMU は決定-/CMP.1(6 条)、-/CMP.1(12 条)、-/CMP.1(17 条)、-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に則り、登録簿間で移転してよく、登録簿内で移転してもよい。
- 3 1 . 各附属書 I 締約国は、第一約束期間に対する 12 条にもとづく植林・再植林活動による CER の正味取得量が決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)にある締約国に対し設定された限界を超えないことを保証すべきこと。
- 3 2 . 5 条 2 項に則って適用されるあらゆる調整と、上記 12 項(d)に則って報告された人為的温室効果ガスの正味排出量に関する実施の疑義についての解決を考慮に入れて 8 条に則った審査が終了した後、各附属書 I 締約国は、7 条 1 項にもとづき報告されているとおり決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に則って計上された 3

- 条3項にもとづく活動及び3条4項にもとづき選択された活動により発生した人為的温室効果ガスの正味排出量に等しい CER、ERU、AAU 及び/ないし RMU を、その ERU、CER、AAU、及び/ないし RMU をその国家登録簿中の適切な取消口座に移転することによって取消を行うべきこと。各締約国は、自らがその活動に対し RMU を発行することを選択した同期間に対し、各活動に対する ERU、CER、AAU、及び/ないし RMU を取り消すべきこと。
- 3 3 . 各附属書 I 締約国は、上記 12 項(f)に則り、3 条 1 項における約束の達成に使用できないよう、ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU をその国家登録簿中の取消口座に移転することで、ERU、CER、AAU、及び/ないし RMU を取り消すことができる。締約国に認可された場合、法的機関も ERU、CER、AAU、RMU を取消口座に移転することができる。
- 3 4 . 約束達成のための追加期間の終了に先立ち、各附属書 I 締約国は、その国家登録簿における当該約束期間用の償却口座に ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU を移転することで、上記 13 項に則り、3 条 1 項における約束の達成に使用すべく、当該約束期間につき有効な ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU を償却すべきこと。
- 3 5 . ある約束期間の分として取消口座ないし償却口座に移転された ERU、CER、AAU、RMU は、その次の約束期間にさらに移転したり繰越したりできない。取消口座に移転された ERU、CER、AAU、RMU は、締約国による 3 条 1 項における約束の遵守を実証するために使用できない。
- 3 6 . 各附属書 I 締約国は、ある約束期間について取り消されたり償却されたりしていない登録簿内保有の ERU、CER 及び/ないし AAU を上記 15 項に則り次の約束期間に繰越して良い。このような方法で繰越された各 ERU、CER 及び/ないし AAU は、当初のシリアル・ナンバーを維持し、次期約束期間において有効とされるべきこと。締約国の登録簿に保有されている前約束期間の ERU、CER、AAU、RMU でこのような方法により繰越されていないものは、約束達成のための追加期間終了後⁴、上記 12 項(f)に則り取り消されるべきこと。
- 3 7 . 当該締約国がある約束期間につき 3 条 1 項における約束を遵守していないと遵守委員会が決定した場合、同締約国は決定 24/CP.7(遵守)に則り計算された量の ERU、CER、AAU 及び/ないし RMU を、上記 12 項(e)に則り関連の取消口座に移転すべきこと。

D. 取引手順

- 3 8 . 事務局は、ERU、CER、AAU、RMU の発行・移転・登録簿間の取得・取消・償却

⁴ 訳注；未編集版の「after the end of the additional period for fulfilling commitments」という表記が、本文書では「once additional period for fulfilling commitments has ended」という表記に修正されている。

- 及び ERU、CER、AAU の繰越など、取引の有効性を検証するために、独立した取引ログを設置・整備すべきこと。
39. 附属書 I 締約国は、AAU ないし RMU を国家登録簿中の特定口座に発行するよう国家登録簿に指示することで、AAU ないし RMU の発行に着手すべきこと。CDM 理事会は、12 条にもとづく要件、[及び決定-/CMP.1\(12条\)の附属書\(Annex\)の関連する規定](#)に則り CER を保留口座(pending account)に発行するよう CDM 登録簿に指示することで、CER の発行に着手すべきこと。附属書 I 締約国は、国家登録簿の口座内で特定の AAU ないし RMU を ERU に転換するよう国家登録簿に指示することで ERU の発行に着手すべきこと。このような発行に関して矛盾の無いことが取引ログにより通知されれば、特定の ERU、CER、AAU、ないし RMU が特定の口座に記録された時点で、また ERU の場合は特定の AAU ないし RMU が口座から除去された時点で、発行が完了すべきこととする。
40. 附属書 I 締約国は、特定の ERU、CER、AAU ないし RMU を同登録簿内ないし別の登録簿の特定口座に移転するよう国家登録簿に指示することにより、ERU、CER、AAU、ないし RMU の移転 取消口座、償却口座への移転を含む に着手すべきこと。CDM 理事会は、特定の CER を同登録簿内ないし別の登録簿の特定口座に移転するよう指示することにより、CDM 登録簿内に保有されている CER の移転に着手すべきこと。このような移転に関し矛盾の無いことが取引ログにより通知されれば適切な場合には、特定の ERU、CER、AAU、ないし RMU が移転元口座から除去され取得側口座に記録された時点で移転が完了すべきものとする。
41. ERU、CER、AAU ないし RMU の全ての発行、登録簿間移転、取消、あるいは償却が着手されて以降、そのような取引が完了する前に：
- 着手側登録簿 (initiating registry) は、当該取引の提案された約束期間、取引に着手する締約国の締約国識別子 (ISO 3166 の定める 2 文字の国コードを使用) 当該約束期間と着手側締約国ごとに当該取引に固有のナンバーからなる固有の取引ナンバーを作成すべきこと。
 - 着手側登録簿は提案される取引の記録を取引ログに送付し、別の登録簿への移転の場合は、取得側国家登録簿 (acquiring national registry) に送付する。この記録には、取引ナンバー、取引タイプ (発行、移転、取消、ないし償却、上記 11・12 項中のカテゴリーにしたがってさらに個別化される) 関連の ERU、CER、AAU ないし RMU のシリアル・ナンバー、関連の口座ナンバーを含むべきこと。
42. 記録を受け取ったら、取引ログは以下に関し矛盾が無いことを検証すべく自動チェックを行うべきこと。
- 全取引において：過去に償却されたり取り消されたりしたユニット、複数の登録簿に存在するユニット、かつて認められた矛盾が解決していないユニット、不適切に繰越が行われたユニット、決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に

ある限界を侵すものなど不適切に発行されたユニット、取引に関わった法的機関の当該取引への参加に対する認可。

- (b) 登録簿間の移転の場合：取引に関わった締約国のメカニズム参加適格性、移転元締約国の約束期間リザーブ違反
- (c) 12条にもとづく土地利用、土地利用変化及び林業事業による CER 取得の場合：決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に盛り込まれた限界の侵害
- (d) CER の償却の場合：関与した締約国が 3 条 1 項における遵守のために CER を使用する適格性

43. 自動チェックが終了したら、取引ログは着手側登録簿に対し、別の登録簿への移転の場合は、取得側登録簿に対し自動チェックの結果を通知する。チェックの結果により、以下の手順が適用される。

- (a) 取引ログにより矛盾が通知された場合、着手側登録簿は取引を停止し、取引ログに対し、また別の登録簿への移転の場合は取得側登録簿に取引停止を通知すべきこと。取引ログは、関連締約国ないし 8 条にもとづく締約国の審査プロセスの一貫として検討に供すべく、事務局に矛盾の記録を転送すべきこと。
- (b) 着手側登録簿が取引を停止することができなかった場合、当該取引に関わる ERU、CER、AAU、ないし RMU は、問題が修正され、当該取引に関わるあらゆる実施の疑義が解決されるまで、3 条 1 項における約束遵守のための使用に対し有効とされないこと。締約国の取引に関わる実施の疑義が解決し次第、同締約国は 30 日以内に必要な修正措置を行うべきこと。
- (c) 取引ログにより矛盾が通知されない場合は、着手側登録簿が、また他の登録簿への移転の場合は取得側登録簿が取引を完了ないし停止し、取引ログにその記録と当該取引の完了ないし停止の通知を送付すべきこと。他の登録簿への移転の場合は、着手側・取得側登録簿がその記録と通知を互いにも送付しあうべきこと。
- (d) 取引ログは、自動チェックと 8 条にもとづく審査を容易にするために、全ての取引記録と各取引完了の日時を記録し公表すべきこと。

E. 一般公表情報

44. 各国家登録簿は守秘でない情報を公表し、関心のある者が検索・閲覧できるよう、インターネットを使った一般の人が使用可能なユーザー・インターフェースを提供すべきこと。

45. 上記 44 項に言及された情報には、当該登録簿における各口座番号につき、以下続く最新情報が含まれるべきこと。

- (a) 口座名：口座保有者
- (b) 口座タイプ：口座のタイプ（保有・取消・償却）

- (c) 約束期間：取消口座や償却口座が関係する約束期間
 - (d) 代表者識別子：口座所有者の代表。締約国識別子(ISO 3166 により定められた 2 文字の国コード)と当該締約国の登録簿における同代表者に固有のナンバーを使用する。
 - (e) 代表者氏名及び連絡先：口座所有者代表者のフルネーム、郵便住所、電話番号、ファックス・ナンバー、Eメール・アドレス
- 46 . 44 項に言及されている情報には、当該締約国が ERU を発行する各事業の識別子に、6 条事業に関する以下の情報が含まれるべきこと。
- (a) 事業名：当該事業の固有名
 - (b) 事業立地：当該事業が立地する締約国及び町ないし地域
 - (c) ERU 発行年：当該 6 条事業の結果として ERU が発行された年
 - (d) 報告：ERU に関する提案、モニタリング、検証、発行など、関連する場合には決定-/CMP.1 (6 条) の守秘規定にしたがい、当該事業に関連するダウンロード可能な電子版の全公表文書
- 47 . 44 項に言及されている情報には、各暦年（グリニッジ標準時刻にしたがい定められる）ごとに、シリアル・ナンバーにより管理された国家登録簿関連の以下の保有・取引情報が含まれるべきこと。
- (a) 年初における各口座内の ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (b) 3 条 7・8 項に則した割当量を元に発行された AAU の総量
 - (c) 6 条事業に基づいて発行された ERU の総量
 - (d) 他の登録簿から取得された ERU、CER、AAU、RMU の総量と、移転元口座及び登録簿の特定
 - (e) 3 条 3・4 項における各活動をもとに発行された RMU の総量
 - (f) 他の登録簿に移転された ERU、CER、AAU、RMU の総量と、取得側口座及び登録簿の特定
 - (g) 3 条 3・4 項における活動をもとに取り消された ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (h) 当該締約国が 3 条 1 項における約束を遵守していないという遵守委員会の決定を受けて取り消された ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (i) その他の取り消された ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (j) 償却された ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (k) 前約束期間から繰越された ERU、CER、AAU の総量
 - (l) 各口座内における ERU、CER、AAU、RMU 現在の保有量
- 48 . 44 項に言及された情報には、当該締約国がその責任において ERU、CER、AAU 及びないし RMU を保有する権限を与えた法的機関のリストが含まれるべきこと。

III. 排出目録及び割当量の編集及び計算

A. 約束達成のための追加期間満了後の報告

49. 約束達成のための追加期間が満了し次第、各附属書 I 締約国は標準化された電子フォーマットで以下の情報を事務局に報告し、一般に公表すべきこと。この情報には当該の約束期間において有効とされる ERU、CER、AAU、RMU のみが含まれるべきこと。
- (a) 約束達成のための追加期間終了時（グリニッジ標準時刻により定められる）までの当該暦年における、47 項(a)から(j)⁵に列記されるカテゴリーの ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (b) その償却口座内における ERU、CER、AAU、RMU の総量及びシリアル・ナンバー
 - (c) 当該締約国が次期約束期間に繰越すことを求める ERU、CER、AAU の総量及びシリアル・ナンバー

B. 編集及び計算データベース

50. 事務局は、上記 11 及び 12 項に則り、遵守評価の計算のため、3 条 7・8 項に則った排出量及び割当量、また 3 条 7・8 項に則った割当量への追加及びそこからの差引を編集及び計算するためのデータベースを確立すべきこと。このデータベースの目的は、3 条 1 項にもとづく約束を有する各附属書 I 締約国の遵守評価を容易にすることである。
51. このデータベースには、各約束期間につき、附属書 I 締約国ごとに分離された記録が保持されるべきこと。ERU、CER、AAU、RMU に関する情報には、当該約束期間において有効であるユニットのみが含まれ、各ユニット・タイプごとに分けて記録されるべきこと。
52. 事務局は附属書 I 締約国ごとに以下の情報をデータベースに記録すべきこと。
- (a) 3 条 7・8 項に則した割当量
 - (b) 第一約束期間については、3 条 4 項にもとづく森林管理活動による全許容 RMU 発行量と、決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に則した 12 条にもとづく植林・再植林活動による CER 正味取得量の上限
53. 事務局は附属書 I 締約国ごとに、その締約国が決定-/CMP.1 (6 条) 及び-/CP.7 (17 条) にしたがって ERU、CER、AAU、RMU を移転及び/ないし取得するのに適格であるか、また、決定-/CMP.1 (12 条) にしたがって 3 条 1 項にもとづくその遵守に役立つべく CER を使用するのに適格であるかを、データベースに記録すべきこと。
54. 8 条にもとづく年次審査、5 条 2 項にもとづく調整の適用、排出推計に関する実施

⁵ 訳注；本文書では該当部分に項目がひとつ追加されているため、正しくは(a)～(k)だと思われる。

- の疑義に対する決議の後、事務局は各附属書 I 締約国の排出量に関する以下の情報を毎年記録すべきこと。
- (a) 7 条にしたがい報告された約束期間の各年に関する、京都議定書附属書 A に列記された、排出源による温室効果ガスの人為的二氧化碳素換算排出量の年次合計
 - (b) 5 条 2 項にもとづく調整。調整後の推計値と 7 条にもとづき報告される目録推計との二氧化碳素換算における差として記録される。
 - (c) 現在までの当該約束期間における全ての年について、上記補項(a)及び(b)における数量の合計として計算された、当該約束期間における二氧化碳素換算の人為的排出量合計。
- 5 5 . 8 条にもとづく年次審査、5 条 2 項にもとづく調整の適用、関連する全ての実施に対する疑義に対する決議の後、3 条 3 項にもとづく活動と 3 条 4 項にもとづき選択される活動による温室効果ガスの正味排出量及び除去量の計算に関して、事務局は附属書 I 締約国ごとに以下の情報をデータベースに毎年記録すべきこと。
- (a) 7 条に則って報告された 3 条 3・4 項にもとづく活動が決定-/CMP.1 (土地利用、土地利用変化及び林業) に則した温室効果ガスの正味人為的排出ないし正味人為的除去を生み出しているかどうかということの計算。
 - (b) 当該締約国が毎年計上することを選択した活動については、当該暦年につき、決定-/CMP.1 (土地利用、土地利用変化及び林業) に則した温室効果ガスの正味人為的排出量及び除去量。
 - (c) 当該締約国が全約束期間につき計上することを選択した活動については、当該暦年につき、決定-/CMP.1 (土地利用、土地利用変化及び林業) に則した温室効果ガスの正味人為的排出量及び除去量。
 - (d) 5 条 2 項にもとづく調整。調整後の推計値と 7 条にもとづき報告される推計との二氧化碳素換算における差として記録される。
 - (e) 現在までの当該約束期間における全ての年に対して上記補項(b)(c)(d)に述べられた数量の合計として計算された、決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化及び林業)に則した当該約束期間における温室効果ガスの正味人為的排出量及び除去量合計。
- 5 6 . 8 条に則した審査を受けて、締約国が約束期間の某年につき温室効果ガスの排出量及び除去量の推定値を再計算して提出した場合、事務局は、関連する場合には、先に適用された調整の削除など、データベースに盛り込まれた情報に対し適切な修正を行うべきこと。
- 5 7 . 事務局は、決定-/CMP.1 (17 条) に則り、各附属書 I 締約国に対し約束期間リザーブの必要レベルを記録し更新すべきこと。
- 5 8 . 修正の適用や関連する実施の疑義に対する決議など 8 条に則った年次審査の完了後、事務局は、各附属書 I 締約国に関し、当該約束期間につき前歴年から現在までの取引に関する以下の情報を毎年データベースに記録すべきこと。

- (a) ERU、CER、AAU、RMU の総移転量
 - (b) ERU、CER、AAU、RMU の総取得量
 - (c) 12 条にもとづく植林・再植林活動による正味 CER 取得量
 - (d) 3 条 3・4 項にもとづく各活動に関する RMU の総発行量
 - (e) 6 条プロジェクトにもとづく ERU の総発行量
 - (f) 前約束期間から繰越された ERU、CER、AAU の総量
 - (g) 3 条 3・4 項にもとづく各活動に関する ERU、CER、AAU、RMU の総取消費量
 - (h) 当該締約国が 3 条 1 項にもとづく約束を遵守していないという遵守委員会の決定を受けての ERU、CER、AAU、RMU の総取消費量
 - (i) その他の ERU、CER、AAU、RMU の総取消費量
 - (j) ERU、CER、AAU、RMU の総償却量
- 59 . 約束達成のための追加期間が満了し次第、そして修正の適用や関連する実施の疑義に対する決議など上記 49 項にもとづく締約国提出の報告書を 8 条にもとづき審査した後、事務局は附属書 I 締約国ごとに以下の情報をデータベースに記録すべきこと。
- (a) 上記 11・12 項に則した遵守評価の計算のため、3 条 7・8 項に則した割当量への追加量ないしそこからの差引量の総量
 - (b) 当該約束期間における当該締約国の償却口座内の ERU、CER、AAU、RMU の総量
- 60 . 当該約束期間最終年の年次目録に対する 8 条審査と、関連する実施の疑義に対する決議が完了し次第、事務局は、当該約束期間につき、京都議定書附属書 A に列記された当該締約国の排出源による二酸化炭素換算の人為的温室効果ガス排出量の合計をデータベースに記録すべきこと。

C. 編集及び計算報告書

- 61 . 事務局は附属書 I 締約国ごとに編集及び計算報告書を毎年発行し、それを COP/MOP、遵守委員会、関係締約国に提出すべきこと。
- 62 . 約束期間及び約束達成のための追加期間の後、事務局は附属書 I 締約国ごとに以下を記した編集及び計算最終報告書を発行し、それを COP/MOP、遵守委員会、関係締約国に提出すべきこと。
- (a) 上記 60 項にもとづき記録されている、当該約束期間における当該締約国の二酸化炭素換算人為的排出量の合計
 - (b) 上記 59 項(b)にもとづき記録されている、当該約束期間における当該締約国の償却口座内にある ERU、CER、AAU、RMU の総量
 - (c) 適切な場合には、当該締約国が次期約束期間に繰越すことできる⁶登録簿中の ERU、

⁶ 訳注；未編集版では「that party has requested to be carried over」だったが、本文書では「available for carry-over」に修正されている。

CER、AAU 量

- (d) 必要に応じて、二酸化炭素換算の人為的排出量合計のうち当該約束期間における当該締約国償却口座内の ERU、CER、AAU、RMU の総量を超えるトン数